

東京学芸大学再入学に関する内規の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
1 <u>東京学芸大学学則第38条の3</u>の規定に基づく再入学に関しては、この内規の定めるところによる。 〔省略〕 4 再入学の願い出が<u>あつた</u>ときは、選考委員会を設けて、再入学の事由等について審査し、<u>代議員会</u>の議を経て決定するものとする。 選考委員会は、教務委員会委員及び再入学の願い出が<u>あつた学科</u>から選出された<u>教官</u> 2 名によつて構成する。 〔省略〕	1 <u>国立大学法人東京学芸大学学則第39条</u>の規定に基づく再入学に関しては、この内規の定めるところによる。 〔省略〕 4 再入学の願い出が<u>あつた</u>ときは、選考委員会を設けて、再入学の事由等について審査し、<u>当該学系の教授会</u>の議を経て決定するものとする。 選考委員会は、教務委員会委員及び再入学の願い出が<u>あつた教室</u>から選出された<u>教員</u> 2 名によつて構成する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この内規は、平成16年4月1日から施行する。</u>